平成19年度第3四半期宮城県警察定期監査の状況

1 実施機関

平成19年度第3四半期における県警察の定期監査は,鳴子警察署,古川警察署,佐沼警察署, 若柳警察署,白石警察署,南三陸警察署,気仙沼警察署,遠田警察署,亘理警察署,角田警察署, 加美警察署,登米警察署及び塩釜警察署の13警察署について,財務監査を中心に実施した。

2 犯罪捜査報償費に関する支出関係証拠書類の状況

監査においては、犯罪捜査報償費の捜査員への交付及びその精算に係る支出関係証拠書類の調査・確認、並びにこれら証拠書類と捜査員の勤務関係書類との照合・確認を行った。

調査・確認の結果,支出関係証拠書類の状況は,次のとおりであった。

- (1)物品等の購入や飲食店での飲食などに支出した場合には,領収書又はレシートが添付されていた。
- (2)協力者に対する謝礼として現金を支払ったものについては,全て領収書が徴されていた。
- (3)支払精算書等における,協力者の氏名・住所については,捜査上の支障がなく,かつ監査委員への開示を本人が承諾したものは,ほとんど開示されていた。
 - (注)支出関係証拠書類:現金出納簿,捜査費支出伺,支払精算書,捜査費交付書兼支払精算書, 支払伝票,領収書等

: 勤務整理簿,旅行命令票,運転日誌等

3 捜査員からの聴き取り調査

勤務関係書類

(1)実施した機関等

古川警察署 (10月23日 午前)

・聴き取りした捜査員 2名(刑事課 2名)

若柳警察署 (12月18日 午後)

・聴き取りした捜査員 2名(生活安全課1名,刑事課 1名)

気仙沼警察署 (12月19日 午前)

・聴き取りした捜査員 2名(刑事課 2名)

*委員監査において,調査を実施した警察署は以上の3警察署で,聴き取りした捜査員の総数は6名である。

なお,聴き取り調査は,捜査員1人当たり20分程度行った。

(2)捜査員の選定方法

聴き取りを行った捜査員の選定については,先に実施する事務局監査において,犯罪捜査報 償費の支出実績の多い捜査員を数名選定し,監査委員の実地監査において,この捜査員の中から,当日業務に支障のない捜査員に対して,聴き取り調査を実施した。

(3)聴き取り調査の聴取事項

捜査員が作成した支払精算書等の本人記載の確認,謝礼金等の受け渡し(接触)場所及び相手方の状況等について聴取したほか,その情報提供者からの情報は事件捜査に有効であったかなどについても併せて聴取した。

4 監査の結果

犯罪捜査報償費の執行は,「犯罪捜査報償費経理の手引き」に基づき処理されており,捜査員からの聴き取り調査等でも,不正を疑わせるような執行は認められなかった。

なお,協力者の氏名・住所が開示されたものについては,その実在の有無を調査したところ,全て実在することが確認された。